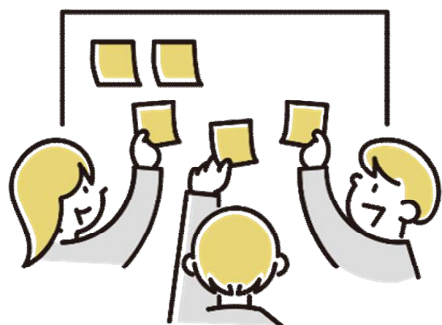


住民主体の まちづくり活動を支援



統一感のある
住宅地にしたい！



アドバイザーを
派遣！
まちづくりの講師と
一緒に勉強会



住みやすい
まちのために
ルールをつくりたい

募集期間 令和7年4月1日(火)～令和7年12月26日(金)

川西市では、住民主体のきめ細やかなまちづくりを推進するため、まちづくり活動を行う団体に対し支援を行います。

まちづくりアドバイザー派遣	まちづくりコンサルタント派遣	まちづくり活動助成
住民団体が行う「まちづくり活動」の初動期の勉強会等に、アドバイザーを派遣します。	まちづくり協議会が行う「まちづくり活動」に対し、コンサルタントを派遣します。	住民団体が行う「まちづくり活動」に対し、その活動事務費などの一部を助成します。

まちづくり活動とは

地区計画^(※1)の策定や土地区画整理^(※2)など、市民が組織するまちづくりの推進を目的とした活動です。

(※1)地区計画とは、地区独自のまちづくりのルールのことです。地区のみなさんが主体となって話し合い、良好な住環境を促進・保全するためのルールをつくります。川西市では、清和台地区、けやき坂地区などの地区で活動が行われ、地区計画が策定されています。

(※2)土地区画整理とは、一定の区域内において、道路・公園・宅地を総合的・一体的に整備することにより新たな土地利用に対応することができる「まち」を形成するものです。



【問い合わせ先】

川西市役所5階 都市政策課

TEL : 072-740-1201

✉ kawa0183@city.kawanishi.lg.jp

川西市地区計画及びまちづくり支援事業募集要項

支援の対象となる団体

川西市内に活動拠点を有し、かつ、企画した活動を責任を持って遂行できる住民団体。

支援の対象となる活動

支援の対象となるまちづくり活動は以下の要件に適合するもの。

- (1) 地域の魅力ある都市環境の創造又は良好な住環境の形成に資する活動であること。
- (2) 川西市内で企画・実施する活動であること。
- (3) 地域課題を自らが具体的に解決し、その目的が一定の広がりを持った地域活動であること。
- (4) 川西市の総合計画や事業計画等整合が図られる活動であること。
- (5) 市民等の相互理解と信頼が得られる活動であること。
- (6) 営利を主目的とした活動でないこと。
- (7) 宗教的又は政治的活動でないこと。
- (8) 法令に違反した活動でないこと。

支援の種別及び内容

- (1) まちづくりアドバイザー派遣
- (2) まちづくりコンサルタント派遣
- (3) まちづくり活動助成

支援の内容

別表のとおり

実施期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）まで

申請受付

募集期間：令和7年4月1日（火）～令和7年12月26日（金）

受付場所：川西市役所 5階 都市政策部 都市政策課

TEL：072-740-1201 FAX：072-740-1323

メール：kawa0183@city.kawanishi.lg.jp

※郵送、FAX、又は電子メールで提出いただくことも可能です。

（令和7年12月26日（金）必着）

提出書類

「地区計画及びまちづくり支援事業 対象活動申込書」

※申込書と合わせて活動計画書（任意様式）を添付してください。

そのほか団体活動に関する資料（規約等）があれば添付してください。

支援の決定

都市政策課への申出後、審査を経て、支援の可否と支援内容を通知します。なお、支援措置は予算の範囲内とし、支援期間は最長3年とします。

注意事項

- (1) 申出された活動について、団体の概要や活動内容を必要に応じてヒアリングさせていただく場合があります。
- (2) 虚偽の申請があった場合等には、支援を取り消す場合があります。
- (3) 市に提出された各種申請書については、個人情報保護の対象となる部分を除き、公開される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 採択された活動については、協働と参画の取り組みとして、市のホームページや広報誌等により活動を紹介する場合がありますので、取材にご協力ください。

別表

まちづくり アドバイザー派遣	目的	初動期の住民主体のまちづくりを円滑に進めるために、勉強会、地域における状況調査等の住民団体が行うまちづくり活動に対し、各分野の専門家をアドバイザーとして派遣し、地域住民の合意形成の推進を図ることを目的とする。
	派遣対象団体	5人以上で構成される住民団体
	派遣回数	原則として1地区延べ5人以内
	助成費用	1人1日5万円を上限とする
	助成期間	原則として3年を限度とする

まちづくり コンサルタント派遣	目的	住民団体が行うまちづくり活動に対し、まちづくりコンサルタントを派遣し、地域住民の合意形成を図りつつ、まちづくり構想の検討や手法・制度の調査研究等を進め、まちづくり計画策定の推進を図ることを目的とする。
	派遣対象団体	まちづくり協議会
	対象活動	左記に規定するもののほか、地区計画及び地区整備計画の策定、又は、川西市都市計画マスタープランに定められている構想の策定
	助成費用	原則として1地区100万円を上限とする

まちづくり 活動助成	目的	地域の住み良い環境づくりをめざす等さまざまな住民主体のまちづくり活動に対し、その活動費の一部を助成し、まちづくり活動の充実に結びつけることを目的とする。
	対象団体	5人以上で構成される住民団体
	対象経費	団体活動にかかる事務費等
	助成費用	原則として1地区年間30万円を上限とする
	助成期間	原則として3年を限度とする



川西市都市政策部都市政策課　あて

地区計画及びまちづくり支援事業　対象活動申込書

令和

年

月

日

団 体	名（（ふり） 称(がな) ）			
	代表者（（ふりが）氏名(な) ）			
	住　　所			
	T E L			
具 体 的 な 活 動 実 績 又 は 活 動 予 定	まちづくり活動の名称			
	まちづくり活動の内容（どこで、何を、どのように）（任意様式での提出も可）			
	どこで・・・			
	何を・・・			
	どのように・・・			
支 援 の 種 別	希望する種別に○を付けて下さい			
	1　まちづくりアドバイザー派遣 2　まちづくりコンサルタント派遣 3　まちづくり活動助成			
団 体 の 概 要	設　　立	年　　月		
	設立目的			
	主 な 活 動 歴	年　　月	内　　　　　　　　容	
	構 成 員	氏名	住所	
		氏名	住所	
		氏名	住所	
		氏名	住所	
		氏名	住所	
		氏名	住所	
		氏名	住所	
氏名		住所		

※活動計画書を添付してください。そのほか団体活動に関する資料（規約等）があれば添付してください。